

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、下記の地域外に使用の本拠を有する自動車（令和8年山形県酒田市飛島へ運航するフェリーの故障により、令和8年3月26日時点において、やむを得ず下記の地域に存せざるを得ない旨を酒田市長が認めたものに限る。）であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和8年3月26日から同年9月30日までのものは、令和8年10月1日をもって満了するものとする。

記

山形県酒田市飛島

令和8年6月22日

東北運輸局山形運輸支局長

